

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月14日

【四半期会計期間】 第68期第1四半期  
(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社大気社

【英訳名】 Taikisha Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 西 栄太郎

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 (03) 3365 5320 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 櫻 井 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 (03) 5338 5053

【事務連絡者氏名】 経理部 経理課長 阿 部 大 全

【縦覧に供する場所】 株式会社大気社大阪支社  
(大阪市北区中之島三丁目2番18号  
住友中之島ビル)

株式会社大気社関東支店  
(さいたま市大宮区宮町四丁目123番  
大栄ツインビルS館)

株式会社大気社横浜支店  
(横浜市神奈川区鶴屋町二丁目26番4号  
第3安田ビル)

株式会社大気社中部支店  
(名古屋市中区錦二丁目2番2号  
名古屋丸紅ビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第67期 第1四半期 連結累計期間	第68期 第1四半期 連結累計期間	第67期
	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
完成工事高 (百万円)	37,814	45,294	189,716
経常利益 (百万円)	1,192	2,613	9,033
四半期(当期)純利益 (百万円)	490	1,336	4,372
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	930	1,406	4,255
純資産額 (百万円)	67,377	70,208	69,602
総資産額 (百万円)	145,770	158,467	156,108
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.35	36.64	119.52
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.6	42.6	42.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、欧州の債務問題が長期化しているものの、アジアを中心とした新興国の需要に支えられ、緩やかな回復基調が続きました。日本経済につきましても、東日本大震災からの復興需要や生産活動の回復、エコカー補助金の政策効果等があり、比較的堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間における受注工事高は、国内の受注が微減となった一方、アジアや北米、欧州など海外拠点の受注が大幅に増加したことにより、542億7百万円(前年同四半期比43.0%増加)となりました。完成工事高は、国内工事が前年並みに推移し、海外工事が増加したことから、452億94百万円(前年同四半期比19.8%増加)となりました。

利益面につきましては、完成工事総利益率が前年同四半期より2.4ポイント改善して13.9%となったことや、完成工事高が前年同四半期比で74億80百万円増加したことなどにより、営業利益は25億31百万円(前年同四半期比16億55百万円増加)、経常利益は26億13百万円(前年同四半期比14億21百万円増加)、四半期純利益は13億36百万円(前年同四半期比8億46百万円増加)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### 環境システム事業

受注工事高は、タイやフィリピン、中国など成長市場における工事需要を着実に取り込んだことなどにより、増加しました。完成工事高は、タイの洪水復旧工事および中国やシンガポールなどにおける工事の出来高が寄与し、増加しました。

この結果、受注工事高は、328億95百万円(前年同四半期比13.7%増加)となりました。このうちビル空調分野は、111億71百万円(前年同四半期比29.5%増加)、産業空調分野は、217億24百万円(前年同四半期比7.1%増加)となりました。完成工事高は、262億2百万円(前年同四半期比5.3%増加)となりました。このうちビル空調分野は、64億3百万円(前年同四半期比10.2%減少)、産業空調分野は197億98百万円(前年同四半期比11.5%増加)となりました。セグメント利益(経常利益)につきましては11億56百万円(前年同四半期は経常損失95百万円)となりました。

## 塗装システム事業

受注工事高は、北米やインドなどにおいて自動車メーカーの塗装設備工事を着実に受注したことや、平成23年5月にGeico S.p.A. (イタリア・ミラノ市)を連結子会社に加えたことなどにより、増加しました。完成工事高は、新興国や北米などで工事の出来高が寄与したことや、Geico S.p.A.の連結子会社化などにより、増加しました。

この結果、受注工事高は、213億12百万円(前年同四半期比136.9%増加)となり、完成工事高は、191億1百万円(前年同四半期比47.8%増加)となりました。セグメント利益(経常利益)につきましては13億750百万円(前年同四半期は経常利益11億65百万円)となりました。

区分	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) (百万円)	増減率 (%)
受注工事高			
環境システム事業			
ビル空調	8,627	11,171	29.5
産業空調	20,293	21,724	7.1
小計	28,920	32,895	13.7
(うち海外)	(9,467)	(14,426)	(52.4)
塗装システム事業	8,997	21,312	136.9
(うち海外)	(7,742)	(19,983)	(158.1)
合計	37,917	54,207	43.0
(うち海外)	(17,210)	(34,409)	(99.9)
完成工事高			
環境システム事業			
ビル空調	7,130	6,403	10.2
産業空調	17,760	19,798	11.5
小計	24,891	26,202	5.3
(うち海外)	(8,621)	(12,563)	(45.7)
塗装システム事業	12,927	19,101	47.8
(うち海外)	(12,112)	(15,636)	(29.1)
合計	37,819	45,303	19.8
(うち海外)	(20,733)	(28,199)	(36.0)

## (2) 財政状態の分析

## (資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は前連結会計年度末に比べ2.9%増加し、1,298億3百万円となりました。これは受取手形・完成工事未収入金等が54億63百万円、有価証券が19億22百万円それぞれ増加し、現金預金が40億8百万円減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定資産は前連結会計年度末に比べ4.3%減少し、286億63百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ1.5%増加し、1,584億67百万円となりました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は前連結会計年度末に比べ2.6%増加し、831億57百万円となりました。これは未成工事受入金が56億58百万円増加し、支払手形・工事未払金等が32億37百万円減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定負債は前連結会計年度末に比べ6.5%減少し、51億1百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の負債合計は前連結会計年度末に比べ2.0%増加し、882億58百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は前連結会計年度末に比べ0.9%増加し、702億8百万円となりました。これは利益剰余金が6億7百万円、為替換算調整勘定が8億80百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が8億93百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株式等の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、昨今、わが国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株式等の大量買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま行われる事例が少なくありません。当社といたしましては、こうした事態の拡大は、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な時間及び情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

また、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社といたしましては、大量買付者による当社株式等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しています。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する」であります。

以上の企業理念・経営ビジョンに基づき、平成23年3月期から平成25年3月期までの3ヶ年を計画期間とした中期経営計画のもと、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展と経営基盤の強化を図ることにより、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

また、当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、経営倫理委員会、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

#### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月31日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第63回定時株主総会及び平成22年6月29日開催の第65回定時株主総会において、その継続について株主の皆様からご承認をいただいております。

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるか否かを適切に判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、必要に応じて、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告を尊重したうえで、大量買付行為に対して、対抗措置を発動するための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、又は大量買付ルールを遵守している場合であっても、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において取締役会の権限として認められるものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしたします。

前記取組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

ア の取組みについて

上記 「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ の取組みについて

当社は、上記 「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した取組みは、以下の各理由により、基本方針に沿い、当社の株主の皆様共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア) 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた( )企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、( )事前開示・株主意の原則、( )必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しています。

(イ) 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

(ウ) 株主の皆様意思の重視と情報開示

本プランの有効期間は、第65回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成25年6月開催予定の第68回定時株主総会）の終結の時までとなっております。

ただし、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様意思を尊重した形になっております。

さらに、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

(工) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、本プランの導入及び継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

さらに、本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(オ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は158百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,782,009	36,782,009	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	36,782,009	36,782,009	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日	-	36,782,009	-	6,455	-	7,297

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成24年3月31日の株主名簿により記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 313,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,429,300	364,293	-
単元未満株式	普通株式 38,809	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	36,782,009	-	-
総株主の議決権	-	364,293	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大気社	東京都新宿区 西新宿2-6-1	313,900	-	313,900	0.85
計	-	313,900	-	313,900	0.85

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	24,450	20,442
受取手形・完成工事未収入金等	75,424	80,887
有価証券	2,554	4,476
未成工事支出金	15,220	13,818
材料貯蔵品	582	639
その他	8,103	9,691
貸倒引当金	179	151
流動資産合計	126,155	129,803
固定資産		
有形固定資産	7,158	7,509
無形固定資産		
のれん	2,152	2,315
その他	1,196	1,134
無形固定資産合計	3,349	3,449
投資その他の資産		
投資有価証券	17,237	15,312
その他	2,386	2,602
貸倒引当金	179	211
投資その他の資産合計	19,444	17,703
固定資産合計	29,953	28,663
資産合計	156,108	158,467
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	48,789	45,552
短期借入金	4,176	4,338
未払法人税等	644	545
未成工事受入金	17,766	23,424
賞与引当金	-	93
完成工事補償引当金	596	569
工事損失引当金	2,810	2,281
その他	6,266	6,352
流動負債合計	81,050	83,157
固定負債		
長期借入金	924	867
退職給付引当金	3,029	3,007
役員退職慰労引当金	129	117
その他	1,371	1,108
固定負債合計	5,455	5,101
負債合計	86,506	88,258

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,455	6,455
資本剰余金	7,297	7,297
利益剰余金	54,810	55,417
自己株式	492	492
株主資本合計	68,071	68,678
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,428	2,535
繰延ヘッジ損益	26	7
為替換算調整勘定	4,607	3,727
その他の包括利益累計額合計	1,152	1,199
少数株主持分	2,683	2,730
純資産合計	69,602	70,208
負債純資産合計	156,108	158,467

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
完成工事高	37,814	45,294
完成工事原価	33,447	38,981
完成工事総利益	4,367	6,313
販売費及び一般管理費	3,490	3,782
営業利益	876	2,531
営業外収益		
受取利息	53	64
受取配当金	122	118
不動産賃貸料	27	25
貸倒引当金戻入額	-	5
持分法による投資利益	29	-
償却債権取立益	193	-
その他	27	106
営業外収益合計	453	321
営業外費用		
支払利息	40	72
不動産賃貸費用	17	19
為替差損	71	133
貸倒引当金繰入額	0	-
持分法による投資損失	-	3
その他	7	9
営業外費用合計	137	238
経常利益	1,192	2,613
特別利益		
固定資産処分益	31	23
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	31	23
特別損失		
固定資産処分損	5	9
投資有価証券評価損	135	52
特別損失合計	141	62
税金等調整前四半期純利益	1,083	2,574
法人税、住民税及び事業税	502	661
法人税等調整額	86	490
法人税等合計	415	1,151
少数株主損益調整前四半期純利益	667	1,422
少数株主利益	176	86
四半期純利益	490	1,336

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	667	1,422
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11	893
繰延ヘッジ損益	7	34
為替換算調整勘定	269	886
持分法適用会社に対する持分相当額	12	24
その他の包括利益合計	262	16
四半期包括利益	930	1,406
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	732	1,289
少数株主に係る四半期包括利益	198	117

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	130百万円	647百万円
受取手形裏書譲渡高	11百万円	20百万円
営業外受取手形	1百万円	21百万円
支払手形	442百万円	557百万円
営業外支払手形	2百万円	1百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	264百万円	274百万円
のれんの償却額	- 百万円	29百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	551	15.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	729	20.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	環境システム 事業 (百万円)	塗装システム 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	24,888	12,925	37,814	-	37,814
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	1	4	4	-
計	24,891	12,927	37,819	4	37,814
セグメント利益又は損失( )	95	1,165	1,070	122	1,192

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失( )の調整額122百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用107百万円及びその他の調整額14百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない受取配当金等であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第1四半期連結会計期間の報告セグメントごとの資産の金額が著しく変動しております。その概要は以下のとおりです。

「塗装システム事業」セグメントにおいて、Geico S.p.A.の株式を取得し、同社及びその子会社2社を連結子会社としたことに伴い、セグメント資産が7,452百万円増加しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「塗装システム事業」セグメントにおいて、Geico S.p.A.の株式を取得し、同社及びその子会社2社を連結子会社としました。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては2,611百万円でありませぬ。

当第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	環境システム 事業 (百万円)	塗装システム 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	26,197	19,097	45,294	-	45,294
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	3	8	8	-
計	26,202	19,101	45,303	8	45,294
セグメント利益	1,156	1,375	2,531	81	2,613

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額81百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用85百万円及びその他の調整額 4百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない受取配当金等でありま

す。  
2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益	13.35円	36.64円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	490	1,336
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	490	1,336
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,768	36,468

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月14日

株 式 会 社 大 気 社  
取 締 役 会 御 中

### 監査法人A & Aパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 井 義 己
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加 賀 美 弘 明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 聡 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大気社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大気社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。